

○小田原市新しい学校づくり検討委員会規則（改正案）

（趣旨）

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市新しい学校づくり検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、新しい学校づくりの推進に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

（委員）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験者
- （2） 住民組織の役員
- （3） 児童及び生徒の保護者等を代表する者
- （4） 市立小学校及び市立中学校の校長
- （5） 公募市民
- （6） 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第4条 臨時委員は、委員会の調査審議事項に関係のある者のうちから必要に応じて教育委員会が委嘱する。

2 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関する臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を委員長に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員及び議事に関する臨時委員」とあるのは「部会に属する委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の事務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。